

一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定歯科技工士制度規則

第1章 総 則

第1条 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会（以下「学会」）は、顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関する基礎的並びに臨床的な専門知識を有する歯科技工士を育成し、国民に適切な医療を提供することを目的に学会が認定する口腔リハビリテーション認定歯科技工士（以下「認定歯科技工士」）制度を設ける。

第2条 前条の目的を達成するため、学会は認定歯科技工士を認定するとともに、実施に必要な事業を行う。

第2章 認定資格

第3条 認定歯科技工士の申請は、次の各号すべてに該当する者に限られる。

- (1) 日本歯科技工士免許を有すること。
- (2) 通算5年以上の顎口腔機能に関するリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関する臨床経験を有すること、またはこれと同等以上の経歴を有すること。
- (3) 申請時において、連続して2年以上の学会正会員歴を有すること。
- (4) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関する研究報告を行っていること。
- (5) 学会の学術大会に参加していること。

第3章 申 請

第4条 認定歯科技工士の資格を得ようとする者は、学会の定める申請書類に申請料を添えて、認定委員会に申請しなければならない。

2. 学会が、別に定める審査に合格すること。

第4章 認定委員会

第5条 認定歯科技工士の審査は、口腔リハビリテーション認定医の認定委員会が行う。

2. 認定委員会には、必要に応じて認定歯科技工士が加わることができる。

第6条 認定委員会は、次の業務を行う。

- (1) 認定歯科技工士の申請者の審査及び認定
- (2) 認定歯科技工士の登録、認定証の交付
- (3) 認定の更新の審査及び決定
- (4) 資格喪失の審査
- (5) 認定歯科技工士制度実施に必要な各種様式の作成
- (6) その他、認定委員会の運営に必要な業務

第5章 認定歯科技工士の認定及び登録

第7条 認定委員会の審査及び試験に合格した者を理事会の議を経て認定歯科技工士とする。

2. 所定の登録料を納入した者は、認定歯科技工士として登録し、認定証を交付する。

第6章 認定研修

第8条 認定研修は、次のことを目的として構成されなければならない。

- (1) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関する知識及び技能を修得する。

- (2) 他科からの要請に応じて適切な指示を与えることができる能力を養う。
- (3) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関する分野の発展に寄与できる能力を養成、賦与する。
- (4) 認定研修の細目については、別に定める。

第7章 認定歯科技工士の更新

第9条 第7条の規定により認定を受けた者は、5年ごとに更新を行わなければならない。

2. 認定の更新をする者は、施行細則の定める基準に従って研修を受けなければならない。

第8章 資格の喪失

第10条 認定歯科技工士の資格は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の議を経てその資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科技工士免許を喪失したとき。
- (3) 学会員の資格を失ったとき。
- (4) 更新を行わなかったとき。
- (5) 認定歯科技工士として不適当と認められたとき。

第9章 補 則

第11条 学会員は、認定委員会の決定に関する異議を理事会に申し立てることができる。

第12条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

第13条 この規則の施行について必要な事項は、認定委員会の議を経て理事会が別に定める。

附 則

第1条 本規則が施行された5年間は、細則に示す通り、暫定制度下で運用し、認定歯科技工士の資格を与える。

第2条 この規則は、平成24年10月27日に制定し、平成24年10月27日から施行する。

一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定歯科技工士制度施行細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本口腔リハビリテーション認定歯科技工士制度規則（以下「規則」）に定めた事項以外については、本施行細則に基づき運営する。

2. 認定委員は、顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関して専門的知識を有する会員の中から理事長が委嘱する

(申請書類)

第2条 規則第3条を満たし、認定歯科技工士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に申請料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科技工士申請書（様式 1-1）
- (2) 履歴書（様式 1-2）
- (3) 日本国歯科技工士の免許証（写）
- (4) 学会員証明書（様式 1-3）
- (5) 学会の学術大会又は研修セミナー（講習会）参加を証明する書類（様式 1-4）
- (6) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関する発表又は業績を証明する書類（様式 1-5-1、1-5-2）

(資格の更新)

第3条 認定歯科技工士の資格更新にあたっては、別に定める単位の取得が必要となる。

2. 認定歯科技工士の資格を更新しようとする者は、更新書類に更新手数料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

(申請料)

第4条 規則第4条及び第7条に定める申請料等は次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 10,000円
- (2) 登録料 10,000円
- (3) 更新手数料 10,000円

第5条 前条に定めた既納の申請料等は、いかなる理由があっても返却しない。

(研修単位)

第6条 認定歯科技工士の更新に必要な5年間の研修単位は、30単位以上とし、単位配分は下記の通りとする。ただし、学会の学術大会または研修会等参加の合計20単位を含むものとする。

| | |
|------------------|-------|
| 学会の学術大会参加 | 10 単位 |
| 学会の研修会等参加 | 10 単位 |
| 学会の学術大会発表（展示を含む） | 20 単位 |
| 症例報告1例 | 5 単位 |
| 学会誌論文掲載 | 20 単位 |
| 他学会参加及び論文掲載 | |

（本学会が認める摂食嚥下、咀嚼、口腔機能、口腔機能改善のための装置製作に関するものに限る）
5 単位

(暫定期間)

第7条 附則第1条に規定する暫定期間は、平成24年10月27日から平成29年10月31日までとする。

(暫定制度)

第8条 暫定期間においては、次の各号すべてを満たすものに限り、暫定制度の下で認定歯科技工士として認定する。

- (1) 日本国歯科技工士資格を有すること。
- (2) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔機能改善のための装置製作等に関する臨床経験を有すること。
- (3) 学会員であること。
- (4) 学会の学術大会または認定医研修会セミナー等に1回以上参加していること。
- (5) 5年以上の臨床経験を有すること。

(補 則)

第9条 この細則を改正する場合は、認定委員会の議を経て理事会の承認を必要とする。

(附 則)

第10条 この細則は、平成24年10月27日に制定し、平成24年10月27日から施行する。